

施設の概要書

施設の概要	施設名 (愛称)			駒場公園			担当課 (連絡先)		社会教育部 スポーツ課 0267-62-4004							
	所在地			佐久市猿久保55番地			開設年月日		昭和55年12月1日							
	敷地面積			103,000㎡		延床面積		2,571.54 ㎡		施設設置 目的						
	建物規模 (施設構造)			プール 1,723.44㎡ 弓道場 近的:286.33㎡、遠的143.17㎡ ギリ シャ劇場 56.60㎡ 倉庫 14.35㎡、36.00㎡、13.50㎡、9.62㎡、37.20㎡ 四阿 12.96㎡×2 便所 51.84㎡×2、32.75㎡、7.20㎡、32.7㎡、7.45 ㎡×3 更衣室 26.73㎡												
	主な施設 内容 (定員・面積 ・部屋数等)			テニスコート 全天候型コート 4面 弓道場 近的6人立、遠的3人立 プール 屋内:25m6コース、幼児用プール 屋外:180m流水プール、ス ライダー2レーン、幼児用プール ギリシャ劇場(野外ステージ)、多目的広場(グラウンド)、ピクニック広場、 子ども広場、芝生広場、健康の森、駐車場(第1、第2) マレットゴルフ場(36ホール)					施設設置 の根拠 (法令・例規 等)		都市公園法 都市公園法施行令 都市公園法施行規則 佐久市公園条例 佐久市公園条例施行規則					
	管理形態			2 (1: 直営 2: 指定管理)			指定管理者名		シンコースポーツ 株式会社							
	施設職員数 (R8.4.1現在)		1 直営施設					2 指定管理施設								
			正規職員 ※注1		嘱託職員		臨時職員等 ※注2		市担当職員 ※注3		プロパー職員		嘱託職員		臨時職員等	
									0.1		8				2	
	職員における 特殊事情等		夏季期間(6月～9月)アルバイト雇用													
料金体系		料金区分				主な料金				減免内容						
		施設利用料金 公園内行為料金				テニスコート利用料、弓道場利 用料、プール利用料、多目的 広場利用料 公園の使用に係る料金				市又は佐久市教育委員会が行う事業で利用すると き:全額 身体・精神障害手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の 交付を受けた人と介助者1人:半額 指定管理者が特別の理由があると認めるとき:市長 の定める額						
市の収支等	市(7 の年度 収決算 支)	使用料収入 【A】※注4		16,111 千円			1人当たり利用者 コスト【C/D】		2.20 千円			利用者数 (人)【D】				
		その他の収入 【B】		0 千円			受益者負担割合 【A/C】		15.6 %							
		市の支出(人件費を 含む総経費)【C】		103,456 千円			市の負担額 【C-(A+B)】※注5		103,456 千円			46,976 人				
	施設管理 における 主な 経費 内訳	支出の状況 ※市の負担する経費														
		項目			7年度決算額 (千円)			項目			7年度決算額 (千円)					
		〈維持管理費〉報酬			0			〈維持管理費〉使用料・賃借料			627					
		〈 〃 〉職員人件費			735			〈維持管理費〉負担金			0					
		(〃)賃金			0			〈 〃 〉その他			8,710					
		(〃)報償費			0											
		(〃)旅費・費用弁償			0			実施事業費			0					
		(〃)需用費			34,321											
		(〃)役務費			1,012			指定管理料(指定管理施設のみ)			54,548					
	(〃)委託料			3,503			合 計			103,456						
施設の 現状	管理形態について		現在の指定管理者制度:シンコースポーツ 株式会社 休場日・休館日: テニスコート及び弓道場については、12月29日から翌年1月3日までの日 多目的広場については、12月1日から翌年3月31日までの日 プールについては、月曜日、休日の翌日、12月29日から翌年1月5日までの日 利用時間:6時～21時30分の間で施設ごと佐久市公園条例施行規則に定める時間													
	主な実施事業の 概要		スポーツ、レクリエーション及び文化活動を行う場を提供することで、公共の福祉の増進に資することを目的に、駒 場公園内の施設の維持管理のほか、利用者に対する利用の許可、料金の収受等の業務を行う。													
	特殊事情等		・令和7年度は、前年度と比較して利用者数、利用料収入は例年に比べ増加している。特にプールは、猛暑であつ たこともあり、4,000人程度増加した。 ・プール施設の管理は直接人命に関わるため、安全管理と事故防止に細心の注意を払う必要がある。													

注1: 施設常駐職員がいる場合は常駐職員数、いない場合は所管課担当職員の人工数を記入すること(人工単価表より)

注2: 業務委託を行っている場合は、委託先の配置職員数を含んで記載すること

注3: 指定管理手続き、モニタリング等を担当する職員に係る人工数を記載すること(人工単価表より)

注4: 使用料収入については、指定管理者の収入となっている場合もこの欄に使用料として記載すること

注5: Aについて、指定管理者の収入となっている場合は、市の支出から差し引かないこと

